

予 算 要 求 資 料

令和5年度当初予算

支出科目 款：土木費 項：住宅費 目：住宅総務費

事業名 空家対策支援補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

都市建築部 住宅課 空家等対策推進係 電話番号：058-272-1111(内4834)

E-mail：c11659@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 80,000 千円 (前年度予算額：80,000 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	80,000	1,840	0	0	0	0	0	0	78,160
要求額	80,000	500	0	0	0	0	0	0	79,500
決定額	80,000	500	0	0	0	0	0	0	79,500

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

県内の空き家数は、平成5年には62,000戸であったが、平成30年には139,800戸と、この25年間で2倍超の増加となっている。

空き家は主に①別荘やセカンドハウス、②賃貸用住宅、③売却用住宅、④その他の住宅の4つに区分される。このうち特に問題となる可能性の高いのは④その他の住宅であり、県内には63,400戸となっている。この63,400戸の空き家のうち、利活用可能な空き家は相当数あると見込まれており、これらを有効に活用することは、空き家の解消とともに、地域社会の再構築にもつながるため、積極的に推進する必要がある。

また、その他の住宅のうち利活用が不可能な空き家については、周辺環境に悪影響を与えないよう、所有者が適切に管理のうえ、最終的には除却する必要がある。

空き家の除却については、原則、所有者が行うべきだが、所有者が不明の場合や経済的な理由により除却できない場合もある。

そこで、市町村が空き家の利活用や状況調査、除却といった空き家等対策を実施する場合に、市町村の財政的負担を軽減するため、支援を行う。

【参考】 県内の空き家率：15.6%（全国13.6%）

(2) 事業内容

市町村が行う以下の事業に要する経費に対して、県が補助を行う。

- 総合整備事業（空き家の利活用、空き家の状況調査）
 - ・市町村単独補助事業による空き家の利活用に関連する事業（取得、改修）
 - ・市町村単独補助事業による既存住宅状況調査
 - ・市町村が自ら行う既存住宅状況調査
 - ・市町村が自ら行う空家管理の情報発信強化
- 除却費支援事業
 - ・市町村単独補助事業による空き家等を除却する事業
 - ・市町村が空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく代執行により空き家を除却する事業
- 空家等実態把握支援事業
 - ・市町村が国の交付金又は補助金を活用して行う、空家等対策計画の策定等に必要な空家等の実態把握調査のうち空家等の状態調査

(3) 県負担・補助率の考え方

- 総合整備事業（空き家の利活用）
 - ・一般財源100%
 - ・補助対象事業費の1/3を県から助成（県の定める移住者等を対象に市町村制度の拡充等をした場合は1/2へ引き上げ）
- 総合整備事業（空き家の状況調査）
 - ・一般財源100%
 - ・所有者が調査する場合の市町村の単独助成費用の1/3又は市町村が自ら調査する場合の費用の1/3
- 総合整備事業（空き家の情報発信強化）
 - ・一般財源100%
 - ・補助対象事業費の1/3
- 除却費支援事業
 - ・一般財源100%
 - ・補助対象事業の1/3を県から助成（新たに補助制度を開始した年度は1/2、その後は前年度の除却目標が2件以上かつ目標の50%超を除却した場合に1/2）
 - ・代執行による空き家の除却について、回収不能経費の1/3を県から助成
- 空家等実態把握支援事業
 - ・一般財源100%
 - ・原則として市町村が国の交付金又は補助金の活用を要件に市町村負担分（50/100）の1/2を助成

(4) 類似事業の有無

無し

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	28,800	空き家総合整備事業（空き家の利活用）
補助金	200	空き家総合整備事業（空き家の状況調査）
補助金	1,000	空き家総合整備事業（情報発信強化）※地方創生交付金
補助金	45,000	空家等除却費支援事業
補助金	5,000	空家等実態把握支援事業補助金
合計	80,000	

決定額の考え方

財源については、デジタル田園都市国家構想交付金を充当します。

県 単 独 補 助 金 事 業 評 価 調 書

新規要求事業

継続要求事業

(事業内容)

補助事業名	空家対策支援補助金
補助事業者 (団体)	市町村 (理由) 空家特措法により、空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めることが市町村の責務と定められている。
補助事業の概要	(目的) 空き家の利活用及び状況調査、危険な空家等の除却、空き家の実態把握 (内容) 市町村が行う空き家の利活用等及び除却に関する事業に対する補助
補助率・補助単価等	定率 (内容) 市町村単独補助事業 (総合整備) : 事業費の1/3以内 (県の定める移住者等を対象に市町村制度の拡充等をした場合は補助対象事業費の1/2以内) 市町村実施事業 (総合整備) : 事業費の1/3以内 市町村単独補助事業 (除却) : 事業費の1/3以内 (新たに補助制度を開始した年度は補助対象事業費の1/2、前年度の除却目標が2件以上であり目標の50%超を除却した場合は補助対象事業費の1/2) 市町村実施事業 (除却) : 事業費の1/3以内 市町村実施事業 (実態把握) : 事業費の1/4以内 (理由) 空き家施策を促進するため定率を補助する。
補助効果	空家対策の促進
終期の設定	終期 10年度 (理由) 市町村の空家等対策計画について、令和2年度までに全ての市町村が策定済みであるが、計画に基づいた事業実施は令和10年度までが一区切りとなるため。

(事業目標)

<p>・終期までに何をどのような状態にしたいのか</p> <p>全市町村において空家特措法 (空家等対策計画) に基づき、空家対策事業が適切に行われている。</p>
--

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (H30)	R3年度 実績	R4年度 目標	R5年度 目標	終期目標 (R10)	達成率
①空家等対策計画更新市町村	0	5	6	8	56 (累計)	20%
②② 補助金を活用した空き家利活用・除却件数	170	293	290	380	2900 (累計)	37%

補助金交付実績 (単位: 千円)	R元年度	R2年度	R3年度
	31,818	45,732	47,806

(これまでの取組内容と成果)

令和2年度	<p>県の補助制度を有効活用し空き家の増加抑制を図るため、補助制度の新設等をした市町村へ県からの補助金の補助率を上げることにより、空き家抑制のための制度を増やし、空き家の増加の抑制に繋げることができた。</p>
	<p>指標① 目標：__1__ 実績： __1__ 達成率： __100__ %</p>
	<p>指標② 目標：__290__ 実績： __259__ 達成率： __89__ %</p>
令和3年度	<p>県の補助制度を有効活用し空き家の増加抑制を図るため、補助制度を有しない市町村へ県補助制度の周知等の働きかけを行うことにより、空き家抑制のための制度を増やし、空き家の増加の抑制に繋げることができた。</p>
	<p>指標① 目標：__5__ 実績： __5__ 達成率： __100__ %</p>
	<p>指標② 目標：__290__ 実績： __293__ 達成率： __101__ %</p>
令和4年度	<p>令和6年度当初予算にて追加</p>
	<p>指標① 目標：__ __ 実績： __ __ 達成率： __ __ %</p>

(事業の評価)

<p>・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</p>	
<p>(評価) 3</p>	<p>空き家は全国的な課題であり全国住生活基本計画(令和3年3月改定)に空家の除却目標が設定された。県内でも空家が増加し、空家率は15.6%で全国平均の13.6%値より高いため、事業の必要性は高い。</p>
<p>・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり(単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり) 2：期待どおりの成果あり(単年度目標100%達成) 1：期待どおりの成果が得られていない(単年度目標50~100%) 0：ほとんど成果が得られていない(単年度目標50%未満)</p>	
<p>(評価) 2</p>	<p>指標①、②ともに目標を達成できた。</p>
<p>・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</p>	
<p>(評価) 2</p>	<p>市町村へ補助を行うことにより、効率的に事業が進んでいる。</p>

(今後の課題)

<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 空き家の抑制のための補助制度はあるが、積極的な活用がなされていない市町村が見受けられるため、どのように活用を促していくかが今後の課題である。</p>

(次年度の方向性)

<p>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 今後は、空き家の除却の促進に向けて、各市町村が一層積極的に県民(各市町村民)への働きかけをしていく必要がある。そのため、市町村の空家等対策計画を踏まえた除却目標の達成状況に応じて県が補助することで、着実に除却が進むよう支援する。</p>
